

経 歴 書

令和 年 月 日

事業者名
住 所
代表者名

氏 名			
生年月日 (西 暦)	年 月 日	入社年月日 (西暦) ※ 1	年 月 日
資 格 要 件 ※ 2	第7条第2号ロ	資 格 ※ 2	10年以上の実務経験
最 終 学 歴 ※ 3	※公共・民間問わず記入		
実務経験 ※ 3	実務経験の内容 (工事名)		実務経験 期間(西暦)
	〇〇邸新築工事		2015年 1月 ～ 2015年 12月
	・古い経験から順に記入 ・実務経験期間は重複しないこと (期間が重複している場合、二重に計算する事は出来ない) ・従事期間が複数の月に渡る場合は、初めの月も含めて 計算する (工期が4月～同年8月までの場合は5ヶ月、1月～翌年3月 までの場合は15ヶ月) ・前に工事終了月を次の工事開始月にしない事 (A工事に1月～同年6月まで従事し、B工事に同年6月～ 同年12月まで従事した場合は12ヶ月) ・記入しきれない場合は適宜用紙を追加する事 ・10年の実務経験の場合は、120ヶ月以上の期間を記入		2016年 1月 ～ 2016年 12月
			2017年 1月 ～ 2017年 12月
			2018年 1月 ～ 2018年 12月
			2019年 1月 ～ 2019年 12月
			2020年 1月 ～ 2020年 12月
			2021年 1月 ～ 2021年 12月
			2022年 1月 ～ 2022年 12月
			2023年 1月 ～ 2023年 12月
合計		2024年 1月 ～ 2024年 12月	
		10 年 0 月間	
☒現在従事している工事はありません ☐現在従事している工事は以下の通りです※4			
工 事 名		・実務経験期間の合計を記入する事	額
・必ずチェックを入れる		・所定の年数を満たしている事	
		・空白期間を算入しない事	

【記入要領、添付書類】

本参考様式は建設業法第26条に基づく適切な技術者の配置の確認を目的としています。必要に応じて一次以降の下請け会社の技術者の配置確認等に利用してください。

※1 専任の主任技術者においては、請負建設業者との恒常的（3ヶ月以上）雇用関係が必要となる。

恒常的雇用関係確認可能書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））を添付すること。（

※2 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件一覧

第7条第2号イ（指定学科卒業後の実務経験）

第7条第2号ロ（10年以上の実務経験）

第7条第2号ハに定める国家資格・技能検定・実務経験

第15条第2号イ（技術検定・免許）

第15条第2号ロ（第7条第2号イ・ロ・ハ及び一定の実務経験）

第15条第2号ハ（第15条第2号イ・ロと同等以上の能力）

建設業法第7条第2号ハ〔資格等〕に該当する場合は、資格欄に要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。

請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

※3 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第7条第2号イ、ロ〔学歴、実務経験〕**に該当する場合は、**要件を満たす学歴、実務経験を記載**すること。なお、**建設業法第7条第2号ハ〔資格等〕**による配置の場合は最終学歴及び実務経験の記載は記載不要。

建設業法での実務経験は工事に従事した期間であり、合計年数は工事従事期間の積み上げで算出する。

なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。（※必要事項の記入があれば書式は問わない）

※4 いずれかを選択する。請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者が必要。（建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定による。）